

【タイ】 人身取引禁止法の施行

海外立法情報調査室・芝原 真紀

2008年1月30日に制定された人身取引禁止法が同6月5日に施行された。これまで、タイは売春防止取締法、児童保護法、移民法、女性と子どもの人身取引防止取締法等の関連法の運用によって人身取引を防止し取締まってきた。社会開発・人間の安全保障省は、人身取引に関して包括的な本法の施行によって、より効果的な防止と取締りが可能になるとしている。

2008年人身取引禁止法の構成と内容

本法は全6章57条から成る(注1)。第1～5条は用語の定義や手続きである。第1章は一般規定(第6～14条)、第2章は人身取引禁止委員会(第15～26条)、第3章は管轄機関の権限と職務(第27～32条)、第4章は人身取引において取引された人への安全な支援と保護の提供(第33～41条)、第5章は人身取引禁止基金(第42～51条)、第6章は罰則(第52～57条)である。主要な内容を次に紹介する。

本法は女性と子どものみならず全ての性別と年齢の者の人身取引を禁じている。本法の施行により、「1997年女性と子どもの人身取引防止取締法」は廃止された(第3条)。

如何なる者であれ、利益を得るために次の行為を行う者は人身取引において有罪である(第6条)。(1)脅しや力の行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の乱用、又は、他人を支配下におく者に金銭又は便益を与えてその支配下にある者から搾取する許可を得ることを手段として、人を探し選び、購入し、販売し、流通させ、移送し、拘束若しくは監禁をし、匿い、又は受け取ること、(2)子どもを探し選び、購入し、販売し、流通させ、移送し、拘束や監禁をし、匿い、又は受け取ること(第6条)。

さらに、如何なる者であれ、次の行為を行う者は人身取引において有罪である(第7条)。(1)人身取引禁止法違反を促すこと、(2)人身取引禁止法違反者に財産又は会合若しくは宿泊場所を提供して便宜を図ること、(3)人身取引禁止法違反で逮捕される恐れのある者を如何なる方法であれ支援すること、(4)財産その他の利益を要求し、受け取り、もしくは承諾して人身取引禁止法違反者を同法違反の処罰から逃れさせること、(5)人身取引禁止法違反から利益を得る組織犯罪者集団の一員となる者を勧誘し、示唆し、又はこれと連絡をとること(第7条)。また、本法において有罪の者は1999年資金洗浄禁止法違反者とする(第14条)。

本法において「搾取」は、売春、猥褻な物品の生産、公開若しくは紹介から利益を得ること、その他の形での性的な事柄から利益を得ること、奴隷化、他者に物乞いをさせること、強制的な労働やサービス、売買を目的とした強制的な臓器摘出、又は強制的搾取となるようなその他の類似行為から利益を得ることを意味する。本人の同意の有無を問わない(第4条)。「子ども」は18歳未満の者を意味する(同条)。

人身取引禁止委員会は13人で構成される。その内訳は、委員長である首相、副委員

長である副首相、及び委員である国防大臣、外務大臣、観光・スポーツ大臣、社会開発・人間の安全保障大臣、内務大臣、法務大臣、労働大臣、並びに、人身取引禁止に関して防止、取締まり、回復、国際協力の各分野で7年以上の確かな経験のある専門家から各分野につき1名を2分の1以上は民間から首相が指名した適格者4人である(第15条)。適格者の2分の1以上は女性でなくてはならない(同条)。社会開発・人間の安全保障省事務次官は書記、社会開発・福祉局長と子ども・若者・機会に恵まれない者・障害者・高齢者の保護及び福祉促進事務局長は副書記である(同条)。委員会の権限と職務は10あり、人身取引禁止に関する提言を内閣に行い、戦略、指針、規則等の制定などを行う(第16条)。

他方、社会開発・人間の安全保障省は本法における被害者に食料、住居、医療、身体的精神的回復、教育、訓練、法的支援、出身国又は居所への帰還、及び大臣の定めた規定に従った賠償請求のための法的手続きを提供する(第33条)。提供の際は、人間の尊厳及び人身取引被害者の性別、年齢、国籍、人種、及び文化の違いを考慮する(同条)。

社会開発・人間の安全保障省に「人身取引禁止基金」を設立して、人身取引の禁止及び基金の運営に用いる(第42条)。基金は政府の出資金及び補助金、寄付された資金や財産、国内及び国際機関からの寄付金などから成る(同条)。

本法の違反者は、如何なる者であれ、4~10年の禁固及び8千~200万バーツの罰金刑に処される(第52条)。

本法実施の責任と権限は、各機関との関連において、最高裁判所長官及び社会開発・人間の安全保障大臣が持つ(第5条)。

関連法規等の状況

タイはラーマ5世が奴隷解放を進め、奴隷制は1905年に完全に廃止されたとされる。しかし、国際法の枠組みにおいて、人身取引と特に関連する「人身取引及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約(人身取引禁止条約)」を批准せず、加盟による承認も受けていない。ただし、身体的自由と安全を保障する「市民的及び政治的権利に関する国際規約(国際人権規約B規約)」には1996年に、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」には1985年に加盟をして承認を受けている(注2)。また、人身取引撤廃と人身取引の被害者支援に関する二国間協力のためにカンボジア及びラオスと、多国間協力のためにメコン河流域諸国と、タイ国内組織との協力のために関係省庁、県、NGOsとの間で「理解のための覚書」を締結している(注3)。

注(インターネット情報はすべて2009年4月15日現在である。)

(1)本法のタイ語原文は<<http://www.humantrafficking.go.th/pdf/6.4.pdf>>。

(2)国際連合条約集データベース検索結果による。

(3)覚書は社会開発と人間の安全保障省人身取引防止取締事務局

<http://www.humantrafficking.go.th/en_legal.php>より。